

平成25年度第2回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日時 平成26年2月5日(水) 13:30~14:20

2 場所 新居浜市保健センター 中会議室

3 出席者

運営協議会委員

被保険者代表 白石 忍、次井 孝美、岡本 美登里、妻鳥 正子

保険医又は保険薬剤師代表 山内 保生、大野 高溥、北村 好隆

公益代表 岩本 和強、高橋 一郎、真木 増次郎、頼木 熙子

被用者保険等保険者代表 鳥飼 俊幸、福田 幹大

事務局(市) 神野福祉部長、園部国保課長

石井主幹、桑内副課長、櫻木副課長、宮崎副課長

4 欠席者

保険医又は保険薬剤師代表 井石 安比古

5 傍聴人 1名

6 議題

(1) 国民健康保険運営協議会 会長の選任について

(2) 平成25年度国民健康保険特別会計3月補正について

(3) 平成25年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

(4) 諮問事項について

(5) 平成26年度国民健康保険事業計画(案)及び予算方針(案)、当初予算(案)について

(6) その他

① あいクリニックへの訴訟報告

② 運営協議会委員の任期満了及び新委員の公募、推薦依頼について

事務局	<p>定刻がまいりましたので、ただ今から平成25年度第2回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日は、保険医又は保険薬剤師代表の井石委員さんから欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>「公益を代表する委員」の佐々木文義委員と永易英寿委員が9月30日に辞職されました。新たに高橋一郎委員と真木増次郎委員に福祉部神野部長より委嘱状を交付しますので前にお進みください。</p> <p>(委嘱状交付)</p> <p>高橋委員と真木委員、今後ともよろしく申し上げます。</p> <p>なお、本日のこの会議は、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定されておりますように「全委員の2分の1以上、かつ、各代表委員1名以上の出席」の条件を満たしており、会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。被保険者を代表する白石委員と保険医又は保険薬剤師を代表する北村委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>両委員のかた、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、神野福祉部長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
福祉部長	(部長挨拶)
事務局	<p>これより議事に入りますが、国民健康保険条例施行規則第4条の規定によりまして、現在、会長席が不在になっておりますので、会長が選出されるまでの間、副会長の頼木副会長に、司会進行をお願いします。</p>
副会長	<p>それでは、会長が決まるまでの間、議事進行をさせていただきますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより1号議案「運営協議会会長の選任について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長の選任につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第3条2項に基づき、「会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員によって選ぶこと」となっております。</p> <p>大変恐縮ですが、事前に公益を代表する委員さんに協議していただき、</p>

会長に高橋委員が推薦されました。

副会長

ここで、みなさまにお諮りいたします。
ただいま、推薦されました会長の選任につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員

11名 賛成

副会長

出席委員全員の賛成によりまして、会長が選任されました。
高橋委員、こちら（正面）の会長席への移動をお願いいたします。
それでは、高橋会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

（会長挨拶）

続きまして、議事に入りますが、新居浜市国民健康保険条例施行規則第5条の規定によりまして、「会長が議事の進行を行うこと」となっておりますので、これからの議事を進行させていただきます。

それでは、2号議案「平成25年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算案について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

平成25年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算（案）につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料1ページをお開きください。

今回の補正予算について、歳出の中で最も大きな割合を占めております保険給付費は、被保険者の外来、入院に伴う診療や薬剤などの費用でございますが、今年3月から10月までの診療実績に基づき、今後の必要額を見込んで、療養給付費の一般被保険者分として1億1,051万9千円を減額しております。

次に、高額療養費でございますが、一定の自己負担額を超えた時に被保険者に支給するもので、一般被保険者分として1,999万1千円を増額しております。

諸支出金の一般償還金につきましては、主には国庫支出金である平成24年度療養給付費等負担金の償還分が、1億188万6,101円になることから、8,108万円を増額しています。予備費については、当初予算で計上していましたが減額しております。

一方、歳入におきましては、療養給付費等交付金は、退職者医療制度に基づき、65歳未満の年金給付を受ける退職被保険者の保険給付に対する交付金ですが、退職遡及適用分に係る過年度分として見込んでいたものが

少なかったため、1億100万円の減額をしております。

さらに、県支出金におきましては、特定健康診査において実施している腎機能検査に対する補助金として、愛媛県から健康増進事業費補助金が交付されることにより、一般財源から県支出に財源補正するため、34万5千円を増額しております。

補正予算につきましては、現在確定した金額と過去の実績から予想した保険給付金額であり、3月議会に上程する平成25年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算（案）の説明を終わります。

会長 質疑はありませんか。
(特になし)

会長 以上で質疑を終わります。
討論に入ります。討論は、ありませんか。
(特になし)

会長 以上で討論を終わります。
それでは、2号議案「平成25年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算案について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
(採択)

会長 挙手多数により、2号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。
次に、3号議案「平成25年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、平成25年度国民健康保健事業特別会計歳入・歳出決算（見込）につきましては、資料2ページをご覧ください。この決算見込は、平成26年1月末現在の推計によるものでございます。

3月補正後の事業勘定につきまして、金額の大きなもの、また、額の確定したものにつきましてご説明いたします。

それでは、まず、歳出の中で最も大きな割合を占めております療養給付費は、被保険者の外来、入院に伴う診療や薬剤などの費用でございますが、3～10月診療の一般被保険者分の療養給付の実績では、前年同月比0.55%増で予想より低い値に留まっており、今後、ある程度の伸びを見込

み、1億6,655万2千円減の77億4,642万9千円を見込んでおります。同様に退職被保険者につきましても、退職者医療制度対象者の減少に伴い、8,573万6千円減の6億3,667万円と見込んでおります。

療養費は、医師の同意を得て補完的に行う柔道整復術やコルセットの支給などですが、3月予算補正後の額を見込んでおります。

次に、高額療養費でございますが、3月補正予算後の額を見込んでおり、退職被保険者分につきましては、対象者の減少に伴い、1,694万6千円減と見込んでおります。

保険給付費は、現時点での予想額を見込んでおりますが、今後のインフルエンザやノロウイルス等の流行等によっては、この見込みと大きく相違することも考えられます。

共同事業拠出金につきましては、国保連合会からの平成25年度見込み額通知に基づき、当初の1レセプト80万円以上に係る高額医療費拠出金は、8,264万3千円減を見込んでおり、1レセプト30万円以上に係る共同安定化拠出金につきましても、同様に1億3,869万1千円減を見込んでおります。以上が歳出の主な見込みでございます。

続いて歳入でございますが、保険料の一般被保険者分につきましては、11月までの納期分までで昨年度並みの徴収率となっておりますが、調定全体で1.5%程度減少しており、退職者医療制度対象者の減少（一般被保険者の増加となる。）も見込んだうえ、一般被保険者全体と退職被保険者全体の保険料として、それぞれ1,544万1千円増の20億9,081万7千円、5,516万4千円減の2億3,066万1千円を見込んでおります。

国庫支出金では、療養給付費等負担金におきまして、歳出の保険給付費の減少に伴う医療分の減少や後期高齢者支援金分の増、介護納付金分の減を差し、全体で2,426万6千円の増を見込んでおります。

また、高額医療費共同事業拠出金の減額見込みに伴い、国・県の負担分、それぞれ2,066万1千円の減を見込んでおります。

次に、国財政調整交付金につきましては、前年度12月から今年度11月診療分までの実績給付費を基に算定されますが、保険給付費の見込み減などにより1億930万9千円の減を見込んでおります。国庫支出金全体では、1億570万4千円の減を見込んでおります。

次に、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の保険給付費と保険料収入により決定されますが、対象者の減少により5,307万6千円の減を見込んでおります。

県支出金のうち、県調整交付金につきましては、国の調整交付金と同じ方法で算出されますが、平成24年度（3月診療分）より国の療養給付費の補助率の割合が34%から32%に減額され、代わりに県の特別調整交付金の割合が1%から3%に増額されており、425万円増と見込んでおります。

共同事業交付金につきましては、国保連合会からの平成25年度見込み額通知に基づき、あわせて2億2,133万4千円の減少を見込んでおります。

以上、歳入歳出差引は、見込みでは、5千400万円程度の黒字が生じており、予想を上回る保険給付額の支出が生じない限り、収支は整うものと見通しております。

以上で、平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算見込の説明を終わります。

会長 質疑はありませんか。

岩本委員 歳入の保険料の3月補正後と決算見込との差額についてだが、一般被保険者がプラス15,441千円で、退職被保険者がマイナス55,164千円であるが、計マイナス39,723千円は単なる計算上の数字なのかお伺いしたい。

事務局 そうです、計算上のマイナスです。退職保険者は、国保加入者で年金受給をしている65歳未満の方と扶養者が対象となります。定年の延長や年金遡及者の減少にて退職保険者の数が当初予想より減少したためにマイナスになりました。

岩本委員 保険料の滞納額が増えたわけではないのですか。

事務局 そうです。被保険者区分の相違です。

会長 他に質疑はありませんか。

(特になし)

以上で質疑を終わります。

討論に入ります。討論は、ありませんか。

(特になし)

- 会長 以上で討論を終わります。
それでは、3号議案「平成25年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
(採択)
- 会長 次に、4号議案「諮問事項について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 福祉部長 「諮問書」
平成26年2月5日、新居浜市国民健康保険運営協議会会長高橋一郎様
新居浜市長 石川 勝行 諮問書
平成26年度国民健康保険事業に係る財政計画等にあたり、次の事項について貴会の意見を求めます。
1 国民健康保険の保険料について
(1) 医療分の保険料
平成26年度の保険料率を平成25年度と同率に据置きとすること。
(2) 後期高齢者支援金等分の保険料
平成26年度の保険料率を平成25年度と同率に据置きとすること。
(3) 介護分の保険料
平成26年度の保険料率を平成25年度と同率に据置きとすること。
ご審議よろしくをお願いします。
(諮問書を運営協議会会長に渡す)
- 事務局 質疑については5号議案と関連があるため、まとめてお願いします。
- 会長 次に5号議案「平成26年度国保事業計画案及び国民健康保険事業予算編成方針、特別会計当初予算案について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 平成26年度新居浜市国民健康保険事業計画案について、ご説明いたします。会議資料の3ページをお目通しください。
この計画案は、新居浜市国民健康保険事業を適切に実施し、健全かつ安定的な財政運営を行うことを目的として総合的に取り組み、効果的かつ効率的に各事業を推進するために定める事業計画案として、平成26年度の国民健康保険事業については、次に掲げる重点事業の積極的推進を図りこ

れを強力に推進してまいります。

すなわち、次の7点です。

重点事業として、(1) 国民健康保険料の適正な見直し
(2) 収納率向上対策事業 (3) 給付事業の円滑な推進
(4) 被保険者資格の適用適正化事業 (5) 医療費適正化事業
(6) 保健事業 (7) 広報啓発事業 であり、項目ごとにその個別の事業計画について、方針を策定しております。

(1) 国民健康保険料の適正な見直し

国保財政の安定的な運営を図るため、歳入・歳出の適切な分析に基づき、加入者負担による保険料率の設定を行います。

また 26 年度については、低所得者層への保険料軽減の拡大・後期高齢者支援金と介護納付金についての賦課限度額それぞれ 2 万円合計 4 万円の引き上げについて、これを適切に講じるとともに、被保険者への周知に努めます。

(2) 収納率向上対策事業

平成 22 年度より、悪質滞納者については債権管理対策室への一部事務移管を行い、また国保課においても、差押などの強制徴収を実施するなど、収納率の向上に努めております。

(3) 給付事業の円滑な推進

平成 26 年度に 70 歳に到達する被保険者について、その一部負担金は 1 割から 2 割になることから、被保険者への事前通知と、円滑な推進に務めます。

(4) 被保険者資格の適用適正化事業

被保険者の正確な資格適用に務めます。

(5) 医療費適正化事業

被保険者の生活の質の維持、向上を確保しつつ、医療費支出の適正化を図る。特に、重複・頻回受診者や重症化予防・指導を推進します。

(6) 保健事業

特定健康診査・特定保健指導の推進のほか、脳ドック助成、ジェネリック医薬品使用の推進に務めます。

(7) 広報啓発事業

市民・被保険者に対して国民健康保険制度の周知を図り、国保に対する理解を深め関心を持ってもらう広報に務めます。

次に、平成 26 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（案）について、説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、保険給付費及び介護保険に伴う介護

給付費納付金のほか、平成20年度から制度改正により開始されております後期高齢者支援金及び前期高齢者の財政調整制度である納付金、特定健康診査などの保健事業に必要な支出額を計上し、これに見合う公平で適正な保険料の負担により予算編成をするのが原則となっております。

平成26年度の予算編成につきましては、平成22年度に医療分の保険料を改定して以降、保険給付費や後期高齢者支援金分と介護給付費納付金に見合う保険料を設定する必要が生じ、国保の構造的な問題である低所得者が多く、年齢構成が高い被保険者の負担増をさらに生じさせないために保険料は据え置くこととし、平成26年度は予備費を計上しないこと、国保財政調整基金を取崩すことにより、収支を整えたものとなっております。

資料8ページから11ページまでの予算編成方針のあらましにつきましては、すでにお目通ししていただいているものとして、説明を省略させていただきます。

平成26年度国民健康保険（事業勘定）歳入・歳出予算の主な項目につきまして、説明申し上げます。

まず、左側の歳出についてですが、総務費、人件費等の一般管理費、国民健康保険団体連合会分担金などの総務費となっております。これらについては、ほぼ前年度並みとなっております。

保険給付費は、国保の歳出では、最大のウェイトを占めております。療養給付費につきましては、平成25年3月から10月の療養給付実績が、前年同月比0.55%増に留まっていることから、一人あたりの保険給付費の伸びを0.5%増と見積もり、被保険者数の減少も見込んだ結果、保険者負担額として77億1,098万9千円を見込んでおります。

退職被保険者分につきましても、保険者負担額として5億3,426万5千円を見込んでおります。

次に、高額療養費につきましても、同様に0.5%増と見積もり、一般被保険者の保険者負担額として、11億271万2千円を見込み、退職被保険者分としては、1億228万2千円を見込んでおります。

次に、後期高齢者支援金につきましては、医療費拠出金として15億4,724万3千円を計上しており、前年度と比較して大幅な減額となっております。これは、算定において、2年前の平成24年度分が確定し、概算時より6千2百万円ほど払い過ぎとなった分を精算したことによるためです。

次に、介護給付費納付金につきましても、後期高齢者支援金と同様に平成24年度分確定分が2千7百万円ほど払い過ぎとなっていた分を精算したことにより、前年度よりも4,550万5千円の減額となっております。

す。

保健事業費については、特定健康診査等事業費 7, 239 万 5 千円、保健衛生普及費 1, 956 万円、はり・きゅう施術補助の諸費 2, 200 万円を計上し、総額で 1 億 1, 395 万 5 千円となっております。

公債費につきましては、平成 22 年度に借りました県の広域化等支援基金 2 億 5 千万円の返済が、24 年度から 5 年間に分割して始まり、5 千万円を計上しております。

予備費につきましては、財政運営上のアクシデントに備えるため、計上すべきものですが、収支を整えるため、当初予算では、捻出できず、未計上となっております。

以上、平成 26 年度当初予算の歳出合計は、137 億 6, 143 万 5 千円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

まず、国民健康保険料のうち、医療分の保険料につきましては、平成 25 年度の決算見込み保険料調定額を基に、被保険者数や所得の伸び等を見込んで算定しておりますが、平成 26 年度に低所得者の保険料軽減の拡大が予定されており、試算では、全体の調定が 2% 程度下がる見込みであり、また、年金受給者については、平成 25 年 12 月受給分から 1% 減額されており、調定全体は大幅に減るものと見込んでいます。そのため、一般被保険者の保険料調定額に予定収納率の 93.06% を乗じて得た額 14 億 4, 373 万 9 千円を計上しております。退職被保険者分も保険料調定額に予定収納率 95.69% を乗じた額 1 億 2, 252 万 9 千円を計上いたしております。滞納繰越分といたしまして、一般被保険者分 4, 804 万 3 千円、退職被保険者分 275 万 4 千円を計上しております。後期高齢者支援金分及び介護分も医療分と同様に算出し、全体で前年度より 1 億 5, 984 万 3 千円の減額となっております。

次に、国庫支出金ですが、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金一般被保険者分につきましては、保険給付費全体の中から前期高齢者交付金と基盤安定繰入金の 2 分の 1 を控除した額の 32% が負担金となっておりますが、保険給付費の見込みの減に伴い、国庫負担金も下がるので、老人保健拠出金分 1 千円を含め、6, 104 万 8 千円減と見込み、後期支援金負担金分では、295 万円減、介護納付金負担金分としては、1, 521 万 4 千円減、全体で、19 億 2, 963 万 3 千円の収入を見込んでおります。また、国の財政調整交付金につきましては、同様に保険給付費の減に伴い、3, 573 万円の減を見込んでおります。

都道府県財政調整交付金につきましては、24 年度より国の負担割合変

更があったことから、愛媛県においては、平成26年度まで従来通り普通調整交付金に流用して再配分されることとされており、283万3千円の減を見込んでおります。

次に、その他一般会計繰入金につきましては、一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業の実施により減額される国庫負担金相当分について財源措置を含め、その他一般会計繰入金として、合計で2億5,796万8千円を計上しており、一般会計繰入金全体では、総額11億6,244万4千円を計上しております。

以上、歳入分に対して、保険料、国・県の支出金、財政調整である前期高齢者交付金、退職者医療制度に基づく療養給付費等交付金、あるいは共同事業、一般会計繰入金などを計上した結果、なお、発生する歳入の不足分について国庫財政調整基金繰入金として、4億2,900万円を計上しております。これが、国民健康保険財政調整基金からの取り崩しということになります。

歳入合計は、総額で137億6,143万5千円となっております。

以上で、平成26年度国民健康保健事業特別会計歳入・歳出予算案の説明を終わります。

会長 第4号議案及び第5号議案について、質疑がありませんか。
(特になし)

会長 以上で質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。
(特になし)

会長 以上で討論を終わります。
それでは、第4号議案「諮問事項について」、第5号議案「平成26年度国民健康保険事業特別会計当初予算案及び国保事業計画案について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。
(採 択)

会長 挙手多数により、第4号、第5号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。

会長 次に6号議案「その他 あいクリニック訴訟の経過報告」について、事務局より報告をお願いします。

事務局	あいクリニック訴訟については、平成25年11月21日に和解し、返還総額4,421,528円の一括入金がありました。新居浜国保分3,767,577円は国保特別会計の雑入に入金させていただいております。以上で報告を終わります。
会長	これについてなにか質問等がありますか。 (特になし)
会長	その他、協議が必要な議案はございませんか。
事務局	現在の運営協議会委員の任期が、今年3月31日に任期満了となるため、各団体等には推薦依頼をお願いする予定にしております。被保険者代表については昨年12月号の市政だより等で公募し、1名の応募がありました。定員は4名のため、再度公募する予定ですが、お心当たりのある方はご協力をお願いします。
会長	これをもちまして、運営協議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ご活発なご意見・ご提言をたまわり、誠にありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成26年2月21日

新居浜市国民健康保険運営協議会被保険者代表委員 白石 忍



新居浜市国民健康保険運営協議会保険医又は保険薬剤師代表委員

北村 好隆

